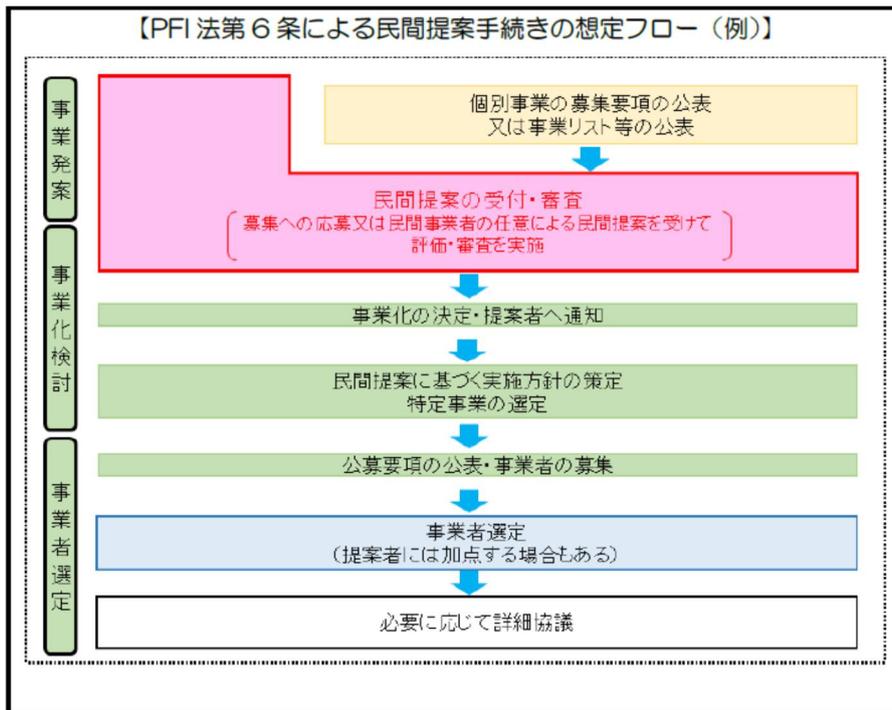


★PFI 法に基づく民間提案について

民間提案とは、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(PFI 法)第6条及び同施行細則第1条に規定され、民間事業者が、公共施設等の管理者である地方公共団体等に対して、PFI 事業の実施方針を定めて事業を実施することを提案することができる制度です。

事業の発案段階で提案を受けた場合には、民間提案に基づき実施方針を定めるかどうか検討し(事業化検討)、その結果を遅滞なく事業者へ通知することになります。



引用「PPP/PFI事業民間提案推進マニュアル」(令和3年4月 内閣府)

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律

(実施方針の策定の提案)

第六条 特定事業を実施しようとする民間事業者は、公共施設等の管理者等に対し、当該特定事業に係る実施方針を定めることを提案することができる。この場合においては、当該特定事業の案、当該特定事業の効果及び効率性に関する評価の結果を示す書類その他内閣府令で定める書類を添えなければならない。

2 前項の規定による提案を受けた公共施設等の管理者等は、当該提案について検討を加え、遅滞なく、その結果を当該民間事業者へ通知しなければならない。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則

第一条 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(以下「法」という。)第六条第一項に規定する内閣府令で定める書類は、特定事業の効果及び効率性に関する評価の過程及び方法を示す書類とする。